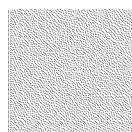


相続税法 計算テキスト



は じ め に

1946年（昭和21年）11月3日に公布され、翌年5月3日（憲法記念日）に施行された日本国憲法には、国民の義務として【納税の義務】が、そして財政に関して【租税法律主義】が規定されています。文章を眺めてみると法律によって定められた租税を納める義務が規定され、この租税収入によって国や都道府県、市区町村という地方団体が運営されることになりますので、租税は我々の生活の根幹をなす一つの重要な要素になっているといえます。

この租税に関する様々な税務（税金を賦課したり徴収したりする行政事務）に関して、徴収サイド及び納税サイド両面からの要請により生まれたのが税理士制度であり、これを定めた税理士法の第一条には【税理士の使命】として、以下の規定がなされています。

みなさんが目指す『税理士』とは、非常に高いレベルの知識と良識（倫理観）が必要とされ、その責任も非常に重いものとなります。しかし裏を返せば、やり甲斐のある職業といえます。日本の経済状況に関しては様々な見方や考え方があると思いますが、税理士が多く関与する中小企業は全企業の99%を超えており、これらの健全な成長が日本経済の発展に不可欠であることは疑う余地がないと私達は考えています。

私達 資格の大原 税理士講座教職員一同は、みなさんが目指している税理士という職業の重要性を忘れることなく、税理士試験合格を目標とするみなさんを全力でサポートして参りますので、みなさんも『必ず合格する！』という初心を忘れることなく、税理士試験合格を目指して今日からの一日一日を大切に過ごしてください。

日本国憲法（抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

第三十条 【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第七章 財政

第八十四条 【租税法律主義】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

税理士法（抜粋）

第一章 総則

第一条 【税理士の使命】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

資格の大原
税理士講座教職員一同

目次

ガイダンス

1 相続税法の概要

相続税法の概要	2
---------	---

2 民法

相続税と民法	6
--------	---

相続人	7
-----	---

代襲相続	16
------	----

本来の相続人が被相続人の養子となっていた場合の その養子の子の取扱い（代襲相続の有無）	20
--	----

相続の承認と放棄	28
----------	----

相続分	30
-----	----

遺言による財産の取得	34
------------	----

特別養子制度	36
--------	----

3 納税義務者

相続税の納税義務者（特定納税義務者を除く）	38
-----------------------	----

特定納税義務者	42
---------	----

相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の 死亡の日以前に死亡している場合（権利義務の承継）	44
--	----

財産の所在	50
-------	----

人格のない社団等に納税義務が生じる場合	52
---------------------	----

4 生命保険金等

生命保険金等	58
--------	----

契約者貸付金等がある場合の保険金	62
------------------	----

契約者が取得したものとみなされる生命保険契約に関する権利	64
------------------------------	----

生命保険金等の非課税金額	66
--------------	----

保険金の評価	74
--------	----

5 退職手当金等

退職手当金等	84
--------	----

弔慰金等	86
------	----

退職手当金等の非課税金額	90
--------------	----

6	生命保険契約に関する権利	
	生命保険契約に関する権利	94
	被保険者でない保険契約者が死亡した場合	98
7	定期金に関する権利	
	定期金に関する権利	102
8	保証期間付定期金に関する権利	
	保証期間付定期金に関する権利	108
9	契約に基づかない定期金に関する権利	
	契約に基づかない定期金に関する権利	114
10	低額譲受等	
	贈与税が課税される場合（土地等を除く）	118
	相続税が課税される場合	122
	負担付遺贈・贈与	124
11	非課税財産	
	相続税の非課税財産	128
	措法70の非課税	130
12	相続時精算課税適用財産	
	相続時精算課税適用財産	136
13	債務控除	
	債務控除	140
	特定納税義務者の債務控除	152
14	生前贈与加算	
	生前贈与加算	158
15	相続税額の計算	
	相続税額の計算方法	168
	相続税の総額	172
	算出相続税額の計算	178
	法定相続人の数	180
	本来の財産	186
16	相続税額の加算	
	相続税額の加算	194

17	税額控除	
	贈与税額控除（暦年）	202
	配偶者の税額軽減	212
	未成年者控除	218
	障害者控除	228
	相次相続控除	240
	贈与税額控除（精算）	248
18	贈与税	
	贈与税の概要	254
	贈与税の納税義務者	256
	相続時精算課税制度の概要及び贈与税額の計算	268
	贈与税の非課税財産	276
	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	280
	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税	282
	贈与税の配偶者控除	294
	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	298
	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	312
	総合問題から相続開始年分の贈与税を計算する場合	318
19	納税猶予	
	非上場株式等の贈与税の納税猶予の特例	324
	非上場株式等の相続税の納税猶予の特例	330
	個人の事業用資産の贈与税の納税猶予	336
	個人の事業用資産の相続税の納税猶予	342
	参考	
	電卓テクニック	350

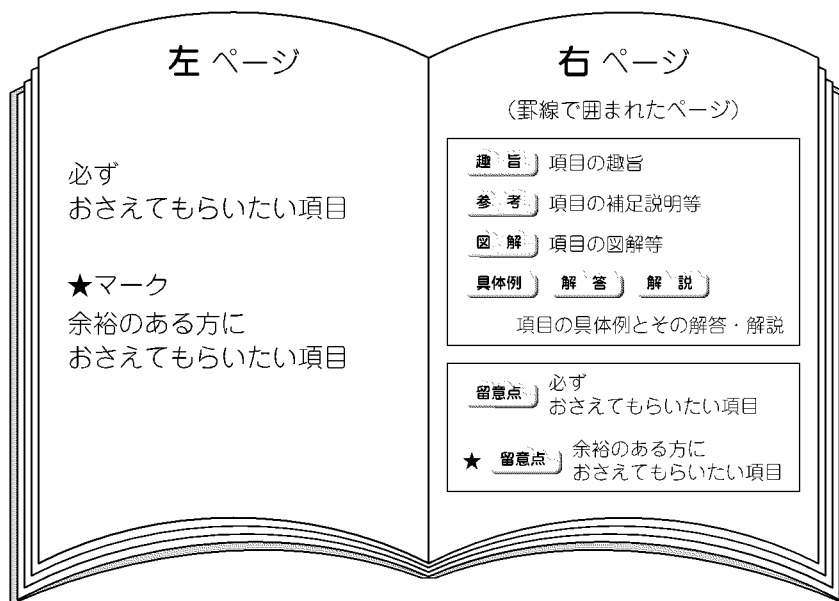


ガイドンス

テキスト項目の位置づけ

テキストには合格に必要なものが掲載されていますので出来る限り全ての項目の理解をしておさえる必要があります。ただ、個々の学習環境は様々ですので復習をする際、項目に強弱があった方が復習しやすい方も多いかと思います。

そこで、テキストに掲載している合格に必要な項目の中でも強弱をつけていますので、テキストの項目の位置づけについては下記の図解を参考にしてください。



(注) ★項目及び★ 留意点 に対応する 趣旨 参考 図解 具体例 解答 解説 のアイコンについても★マークが付きます。

1. テキストの★印

テキストの★印は、本試験の出題の可能性を考慮して、学習の優先度合（順位）が下がる項目の目安として付しています。学習の効率化を図るため、まずは★印のない項目を優先して復習するなど活用してください。

2. 左・右ページを使い分けています

左ページは条文に忠実に従い、本試験に出題される項目を簡潔に掲載し、ポイントとなる語句、文章は太字で表示し、理解しやすいようにまとめてあります。

なお、右ページは左ページで取りあげた項目に、更に理解が深まるように図解・留意点等を掲載してあります。

条文の引き方

① 略記について

テキスト等では、相続税法及び関係諸法令を次のように略記していますので注意してください。

民法→民、相続税法→法、相続税法施行令→令、租税特別措置法→措法
租税特別措置法施行令→措令、国税通則法→国通 など

② 条文の引き方

① 各条文は、まず大きく「第〇〇条」というように「条」によって区分されています。

② 「第〇〇条」の中をさらに細かく区分するときは「第〇〇項」（条文上は、2、3、4のように算用数字で表示されています。）というように「項」を用います。

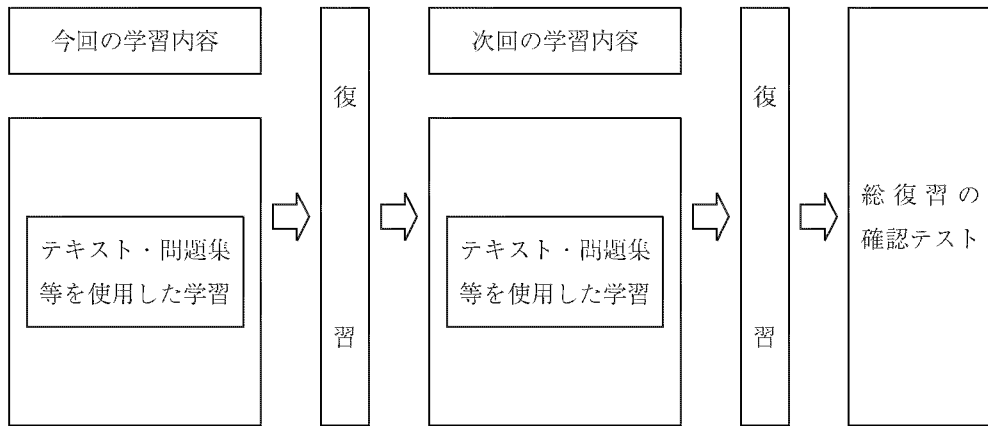
（注） 条文上では「第1項」（1という算用数字）は明示されていませんが、「第〇〇条」のすぐ下にかかれた文言が「第1項」になります。

③ 「第〇〇項」の中をさらに細かく区分するときは「第〇〇号」（条文上は、一、二、三のように漢数字で表示されています。）というように「号」を用います。

（注） テキスト等では、「相続税法第12条第1項第5号」を「法12①五」と略記しますので注意してください。

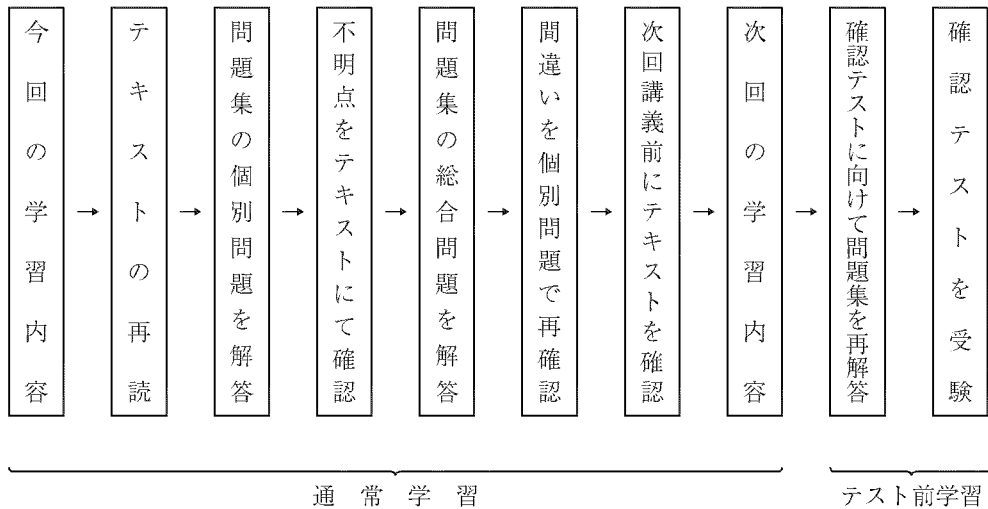
各教材を使用した学習方法

テキスト、問題集を以下のように有効に使用してください。



【相続税法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定してください。



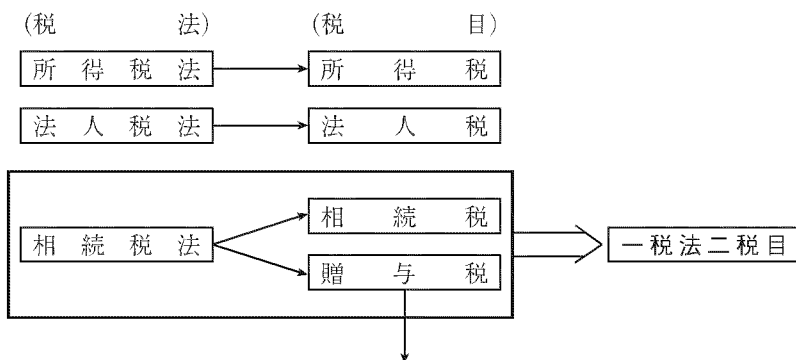
1

相続税法の概要

相続税法の概要

① 相続税と贈与税

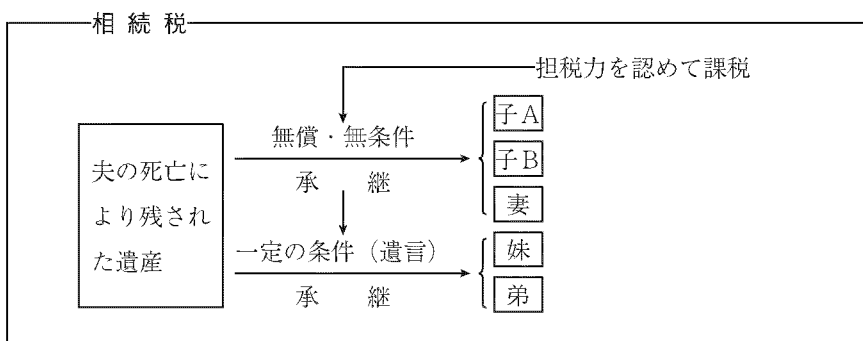
(1) 概要



相続税法とは、原則として個人間における財産の無償による移転について担税力を認めて課税する税法である。

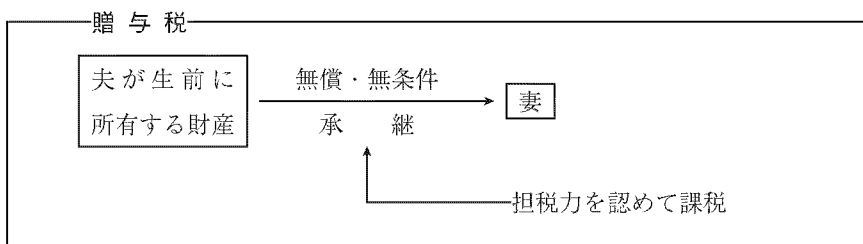
(2) 相続税

相続税は、人の死亡により、その死んだ人（被相続人）の残した遺産を取得した人（相続人等）が、取得した財産に対して課される税である。



(3) 贈与税

贈与税は、生前に贈与によって財産を取得した場合に、その取得した財産に対して課される税である。



参 考**所得税法・法人税法**

- ・ 所得税法…個人の所得等（収入もしくは利益）を課税物件（課税標準）とする税法である。
- ・ 法人税法…法人の所得等を課税物件（課税標準）とする税法である。

参 考**一税法二税目**

相続税法は、原則として個人間における財産の無償による移転について担税力を認めて課税する税法であるため、人の死亡により遺産を取得した場合に課される相続税と、生前に贈与により財産を取得した場合に課せられる贈与税の2つの税目がある。

留意点**用 語**

- ・ 被相続人…死亡した人、相続される人
- ・ 相続……被相続人の遺産を無償かつ無条件で取得すること
- ・ 相続人……相続により遺産を取得した人
- ・ 遺言……死亡した人が自己の財産（遺産）の死亡後の取扱いを死亡前に指示することをいい、ここでは、適正な法的手続に基づいた有効なもののみを指す。
- ・ 遺贈……遺言により遺産を取得すること
- ・ 受遺者……遺贈により遺産を取得した人（相続人が遺言により財産を取得した場合には、その者は受遺者と呼ばず相続人と呼ぶので注意する。）
- ・ 贈与……金銭・物品などを無償でおくり与えること
- ・ 贈与者……財産を無償で与えた人
- ・ 受贈者……財産を無償で取得した人

MEMO

2

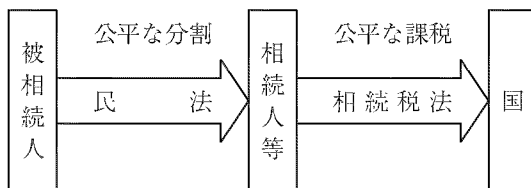
民法

相続税と民法

① 相続税法と民法の関係

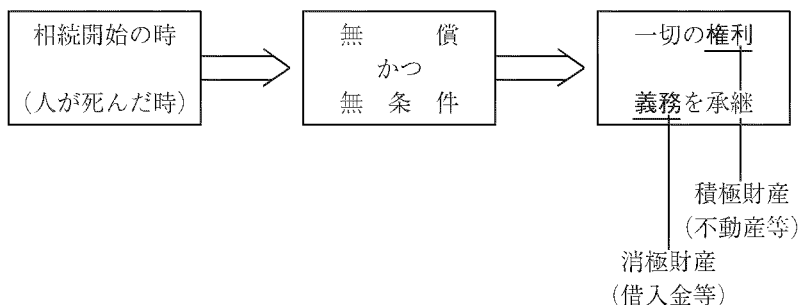
相続税法の概要の章で学習したように、相続税は被相続人から財産を承継した相続人（受遺者）に対し、課税することとしている。

なお、各相続人が取得する財産については、民法により公平に分割が行えるように規定がされている。そのため、相続税法を学習する上で、課税対象を正しく判断するためには、まず、民法の学習をしなければならない。



② 相続とは何か（民896）

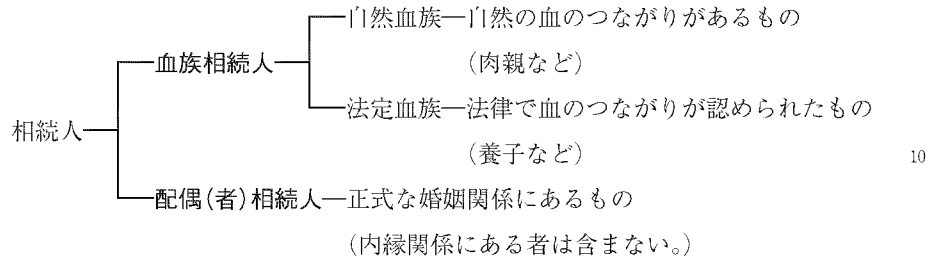
相続人は



相続人

① 相続人の構成

相続人とは、被相続人の残した財産を無償、かつ、無条件で承継できる者をいい、次のように大別される。



※ 配偶者以外の者は被相続人と血のつながりがなければならない。

② 相続人となれる者

相続人になれる者は、被相続人の配偶者、子、直系尊属、兄弟姉妹に該当する者に限られる。

- (1) 配偶者……妻
- (2) 子……長男、次男
- (3) 直系尊属……父、母、祖父、祖母
- (4) 兄弟姉妹……妹、弟

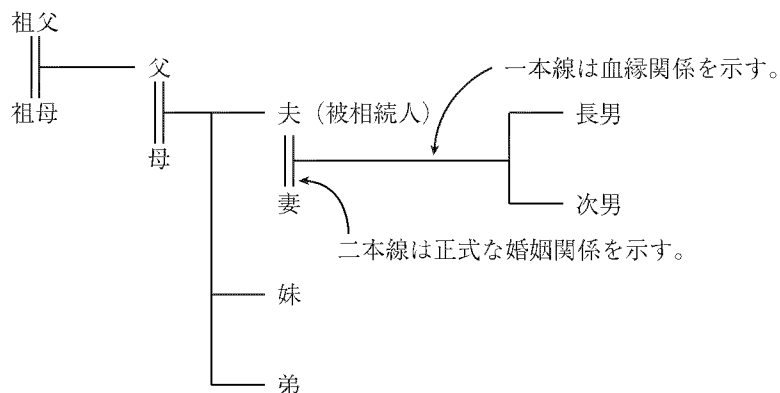
※ 1 直系とは、血族として縦一列の関係にあるものをいう。

※ 2 尊属とは、自分より目上の立場の者を指す。

※ 3 卑属とは、自分より目下の立場の者を指す。

例) 直系卑属……子、孫など

〈親族図表〉



※ 親族図表とは、死亡した者（被相続人）を中心とした人物関係図である。

③ 相続順位 (民887①、889①、890)

相続人の範囲のうち、血族相続人（子、直系尊属、兄弟姉妹）については、同時に相続人になることはなく、優先順位が付されている。

5	第1順位……	子	
	第2順位……	直系尊属	+
	第3順位……	兄弟姉妹	配偶者

(注)

1. 異順位の者が同時に相続人となることはない。(例：子と父)
2. 配偶者以外の相続人は「血族相続人」(自然血族、法定血族)であることが前提
3. 配偶者は「常に相続人となる」ことに注意する。

15

20

25

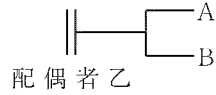
30

35

(1) **配偶者** (民890) …常に相続人となる。

子、直系尊属、兄弟姉妹と同順位で相続人となる。

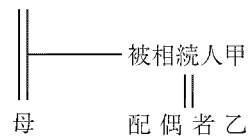
① 被相続人甲



相 続 人
乙
A
B

5

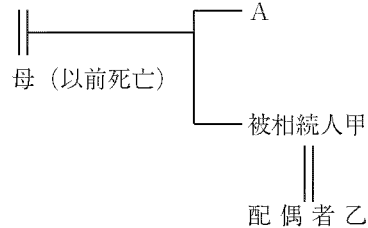
② 父



相 続 人
乙
父
母

10

③ 父 (以前死亡)



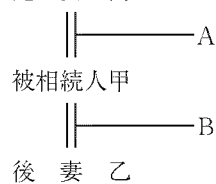
相 続 人
乙
A

15

※ 以前死亡とは、被相続人の死亡以前に死亡していることを指す。

20

④ 先 妻 丙



相 続 人
乙
A
B

25

※ 被相続人の配偶者とは、被相続人死亡当時の配偶者である。

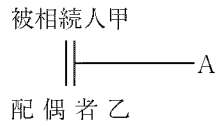
この場合、後妻乙が配偶者として相続人となる。

30

35

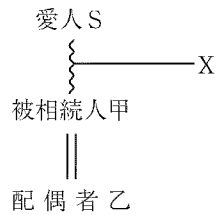
(2) 子の範囲 (民887①)

① 嫡出子…正式な婚姻関係のもとに生まれた子



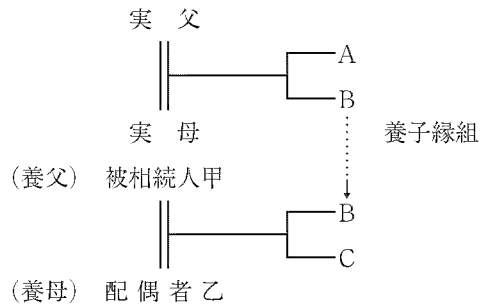
相 続 人
乙
A

② 非嫡出子…正式な婚姻関係外に生まれた子



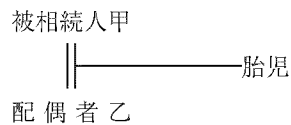
被相続人	女性	⇒	Xは無条件で血族相続人となる。
	男性	⇒	Xは認知を要件として血族相続人となる。

③ 養子…法律によって血のつながりが認められた子



相 続 人
乙
B
C

④ 胎児 (民886①)…既に生まれたものとみなす。



相 続 人
乙
胎児

参 考**認知の意味**

認知とは、父が婚姻外に生まれた子を自分の子であると認めることをいう。その効果として認知された子は、出生の時にさかのぼって父の子として扱われることになる。(民784)

従って、認知がなければ父の子（非嫡出子）として扱われないことになる。

なお、母は出産という既成事実があるため認知の必要性がない。

留意点**養子とは**

① 養子（左図ではB）は、縁組の日から、養親（左図では被相続人甲及び配偶者乙）の嫡出子の身分を取得する。(民809)

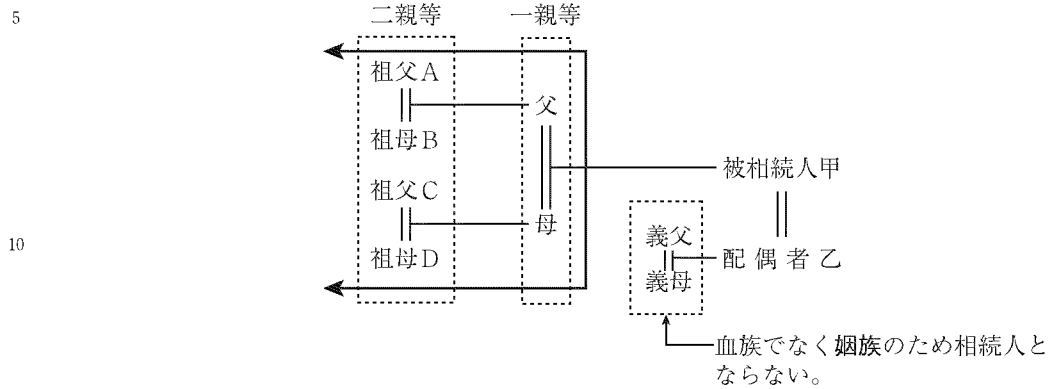
② 養子と養親及びその血族（左図ではC）との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同じ親族関係を生ずる。(民727)

③ 自然血族（左図では実父、実母及びAとの親族関係）は消滅しない。

したがって、実父、実母が死亡した場合においても、Bは嫡出子の身分を有し、相続人となる。

- (3) **直系尊属の範囲**（民889①一）…相続人となるべき子がない場合に相続人となる。

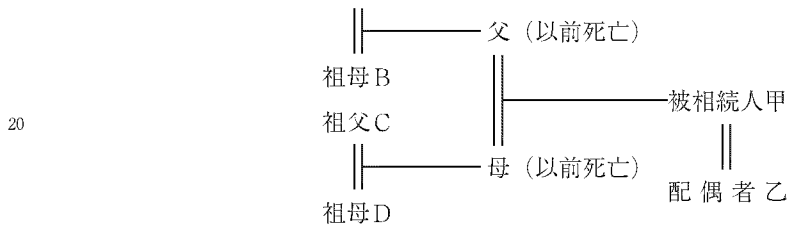
直系尊属とは、父母、祖父母等を指す包括概念であり、被相続人甲から見た場合次のような者をいう。



※ 親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

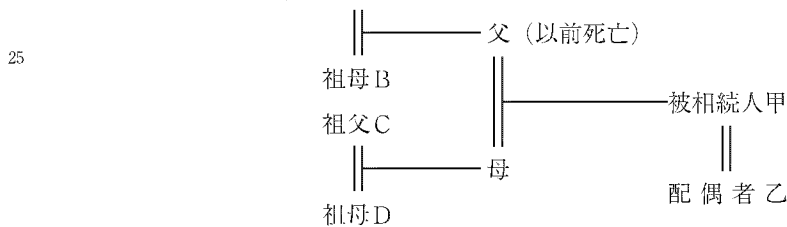
15 よって、一親等（父母）と二親等（祖父母）の者が同時に相続人になることはない。

① 祖父A



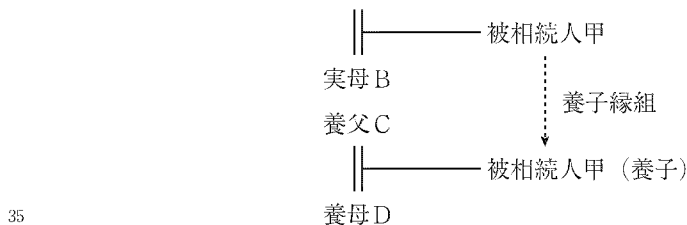
相 続 人
乙
A
B
C
D

② 祖父A



相 続 人
乙
母

③ 実父A

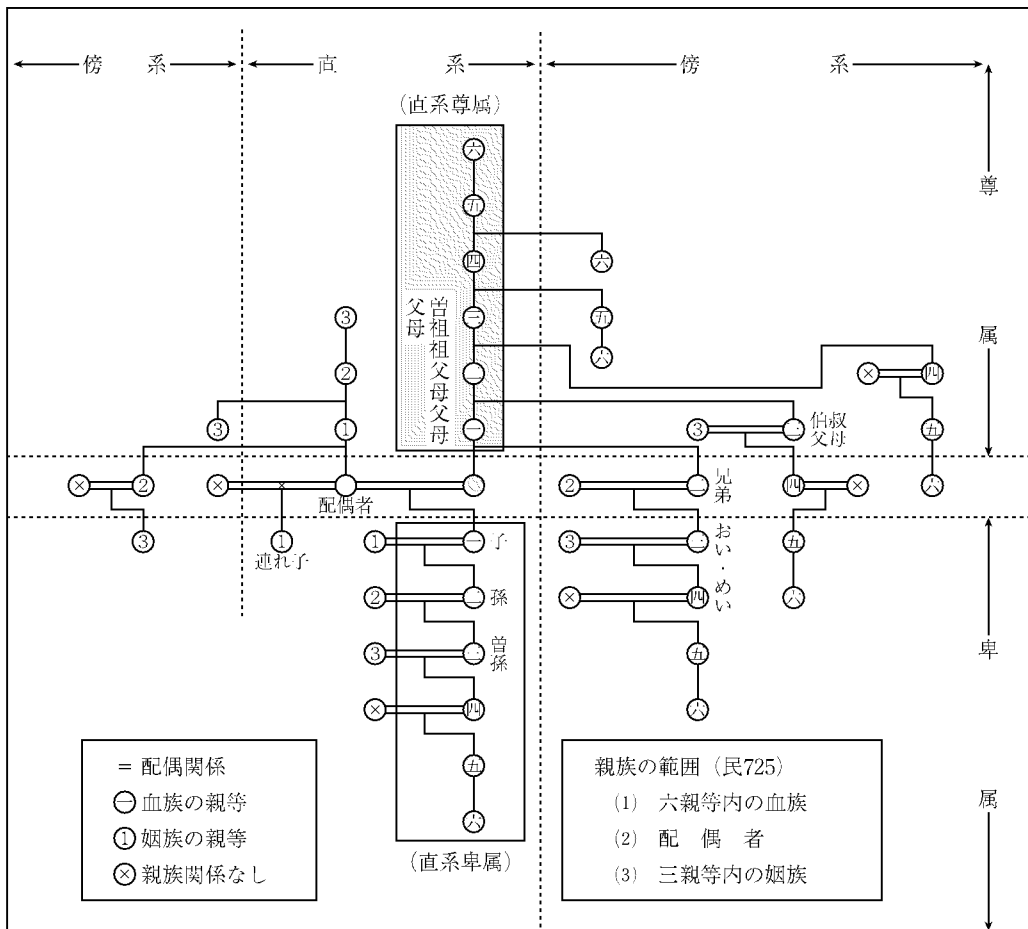


相 続 人
A
B
C
D

参 考

親族・親等図表

見方：すべて自分からみる

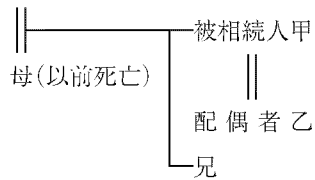


※1 直系尊属と直系卑属をあわせて直系血族という。

※2 姻族とは、配偶者の血族及び血族の配偶者をいう。

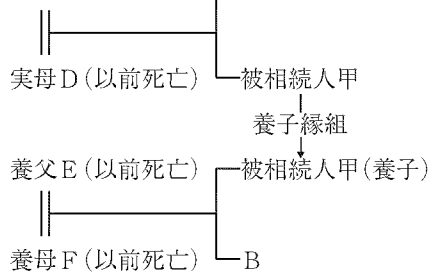
- (4) **兄弟姉妹の範囲** (民889①二)…相続人となるべき子、直系尊属がない場合に
相続人となる。

① 父(以前死亡)



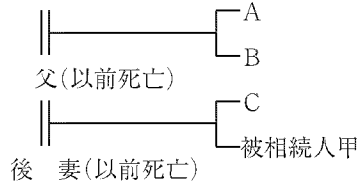
相 続 人
乙
兄

② 実父 C (以前死亡)



相 続 人
A
B

③ 先 妻(以前死亡)



相 続 人
A
B
C

- ※ 1. 全血兄弟姉妹とは、父母の双方を同じくする兄弟姉妹をいう。
(上記③においてはC)
- ※ 2. 半血兄弟姉妹とは、父母のうち片方のみを同じくする兄弟姉妹をいう。
(上記③においてはA・B)

5

10

15

20

25

30

35

代襲相続

① 概 要

本来の相続人が一定事由に該当し、相続人になれない場合にその者の子・孫など本来相続権のない者が代わりに相続することを代襲相続といい、代襲相続により相続人となった者を代襲相続人、代襲された者を被代襲者という。

② 代襲相続の原因

(1) 以前死亡 ……同時死亡を含む。

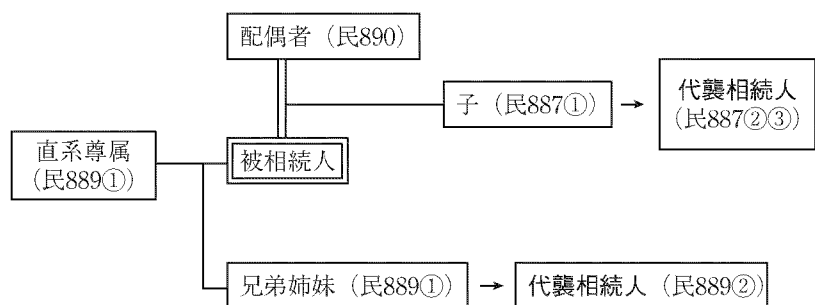
(2) 欠 格 } 相続権の喪失
(3) 廃 除 }

※ 相続開始後死亡は代襲相続の原因とはならない。

※ 欠格とは、相続において特定の相続人につき故意に被相続人、先順位・同順位の相続人を死亡するに至らせ又は至らせようとしたために刑に処せられた場合など不正な事由が認められる場合に、その者の相続権を失わせる制度である。

※ 廃除とは、遺留分を有する推定相続人が被相続人に対して虐待をした場合など著しい非行があった場合において、被相続人が家庭裁判所に請求し、その推定相続人の相続資格を剥奪する制度である。

③ 相続人の範囲



④ 相続順位 (民887、889、890)

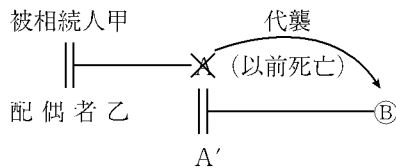
(1) 第1順位……	子（及び代襲相続人）	+	配 偶 者
(2) 第2順位……	直系尊属		
(3) 第3順位……	兄弟姉妹（及びその子）		

具体例

代襲相続

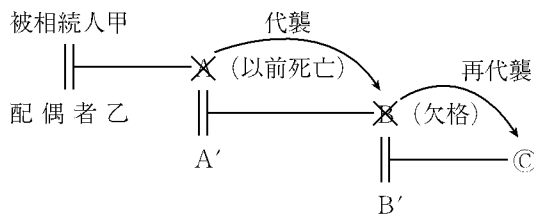
(1) 子の場合

① 一回目の代襲 (民887②)



〔Aが相続人となれないため
Bが代わって相続人となる
ことができる。〕

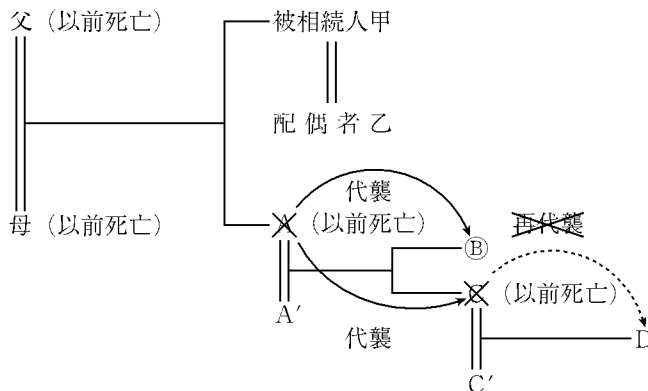
② 二回目以降の代襲 (民887③)



〔Aが相続人となれないため
Bが代わりに相続人となれ
るがBについても相続人に
なれないためCが相続人と
なることができる。〕

(2) 兄弟姉妹の場合 (民889②)

(ポイント)・・・兄弟姉妹については、再代襲の制度は認められない。



(3) 直系尊属の場合

代襲概念なし

理由：直系尊属はすべてが第2順位としてはじめから相続権を有する。直系尊属とは父母、
祖父母を含む包括概念であり、相続の場合はそのうち親等の近い者を優先することと
している。

参 考

代襲の適用区分

《代襲の適用区分》

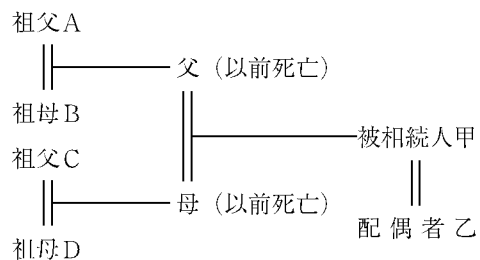
	代 襲	再 代 襲
子	○	○（無制限）
兄 弟 姉 妹	○	×（再代襲なし）
⑩直系尊属	概念なし	概念なし

⑩ 代襲は下に下がるもので上には行かない。

参 考

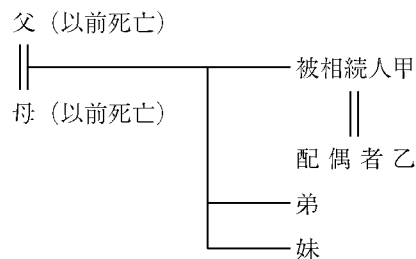
相続順位と代襲相続

直系尊属の場合



A・B・C・Dは父・母の代襲相続人として相続するのではなく第2順位の相続人（2親等の直系尊属）として相続することに注意

兄弟姉妹の場合



弟・妹は父・母の代襲相続人として相続するのではなく第3順位の相続人として相続することに注意

5

10

15

20

25

30

35

本来の相続人が被相続人の養子となっていた 場合のその養子の子の取扱い(代襲相続の有無)

① 概 要

被相続人の孫が代襲相続をするには被相続人の直系卑属に該当する必要があるが、本来の相続人が養子縁組により被相続人の養子となっていた場合には、養子の子が被相続人の直系卑属に該当しているかどうかの判断が必要となる。

被相続人甲（養親）

||————— 養子 A：本来の相続人（以前死亡）

配 偶 者 乙（養親）

||————— 養子 A の子 B：代襲相続人

妻 A'

② 養子の子の取扱い

(1) 養子縁組後に出生している場合

被相続人の直系卑属に該当するため、代襲相続人となることができる。

甲：養親

||————— A：養子（甲及び乙と養子縁組）

乙：養親

||
A'

※ 養子（A）は、養子縁組の日から、養親（甲及び乙）の嫡出子の身分を取得する（Aと甲及び乙の血のつながりが認められる。）。



養子縁組後に B が出生

甲：養親

||————— A：養子

乙：養親

||————— B
A'

※ B は、甲の直系卑属に該当する。



被相続人甲

||————— A（以前死亡）

乙

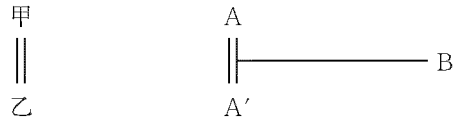
||————— B
A'

※ B は、代襲相続人となることができる。

(2) 養子縁組前に出生している場合

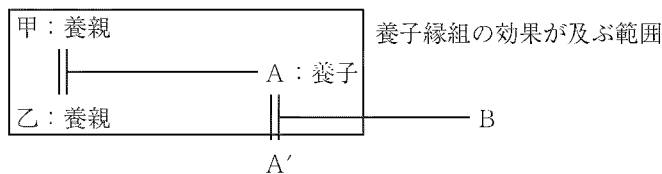
本来の相続人は、養子縁組の日から養親の嫡出子となるが、養子縁組前に出生している養子の子については被相続人の直系卑属に該当しない（養子縁組の効果は、養子となった者と養親及びその血族との間で生ずるものであり、養子となった者の子に対しては及ばない。）ため、代襲相続人となることができない。

5



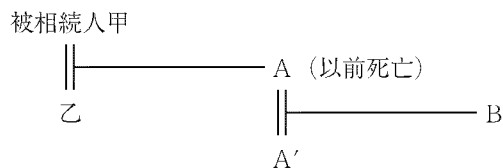
Aが甲及び乙と養子縁組

10



※ 養子縁組の効果はBには及ばないため、Bは、甲の直系卑属に該当しない。

15



※ Bは、代襲相続人となることができない。

20

25

30

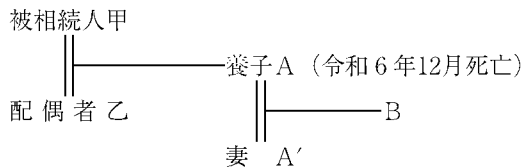
35

具体例

次の設例に基づき、相続人に該当する者を判定しなさい。

なお、被相続人甲は、令和9年5月20日に死亡しているものとする。

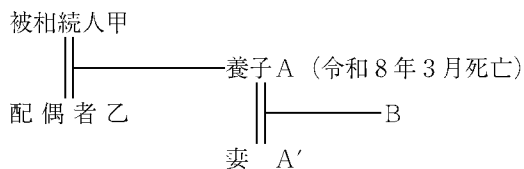
<設例1>



(注1) Aは、令和3年3月20日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

(注2) Bは、令和6年5月15日に出生している。

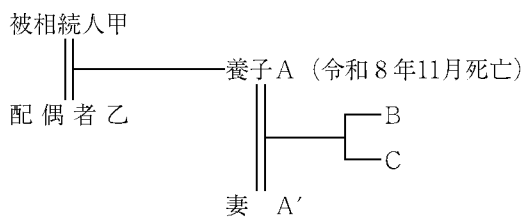
<設例2>



(注1) Aは、令和5年7月21日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

(注2) Bは、令和2年2月15日に出生している。

<設例3>



(注1) Aは、令和6年4月3日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

(注2) Bは、令和4年2月25日に出生している。

(注3) Cは、令和7年9月5日に出生している。

解 答

<設例1>

乙、B

<設例2>

乙

※ Bは、Aの養子縁組前に出生しているため、被相続人甲の直系卑属に該当しない。
よって、代襲相続人となることができない。

<設例3>

乙、C

※ Bは、Aの養子縁組前に出生しているため、被相続人甲の直系卑属に該当しない。
よって、代襲相続人となることができない。

※ Cは、Aの養子縁組後に出生しているため、被相続人甲の直系卑属に該当し、代襲相続人
となることができる。

5

10

15

20

25

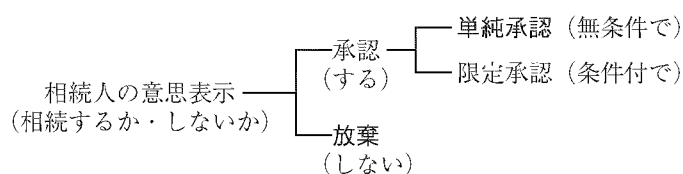
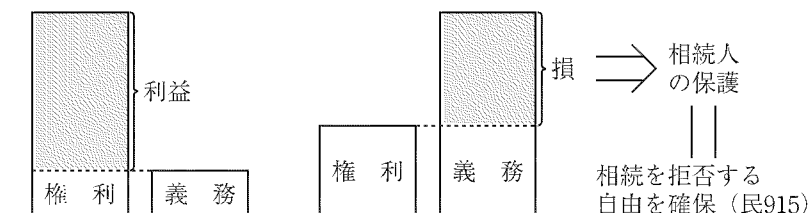
30

35

相続の承認と放棄

① 概要

相続人は被相続人の一切の「権利」「義務」を承継する（民896）が、被相続人の財産を承継するかどうかは相続人が選択することができる。



② 相続の放棄

(1) 方式（民938）

放棄をする旨を家庭裁判所に申述

(2) 効果（民939）

初めから相続人とならなかったものとみなす

(3) 代襲相続との関係

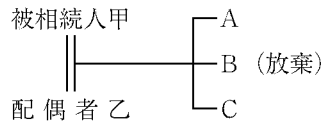
放棄者の子は代襲相続人となれない（注）

（注） 相続の放棄は代襲原因ではない。

具体例

相続人の判定

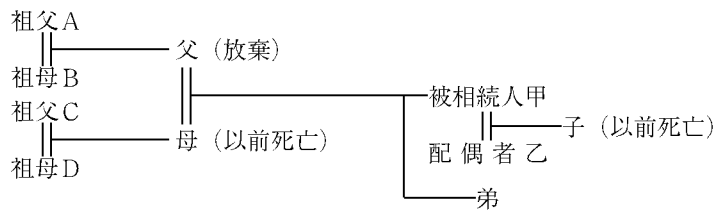
① 第1順位の場合



相続人
乙
A
C

5

② 第2順位の場合

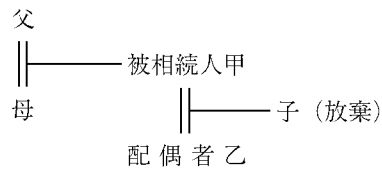


相続人
乙
A
B
C
D

10

15

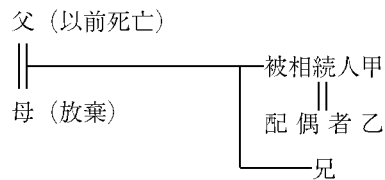
③ 相続順位が変わる場合



相続人
乙
父
母

20

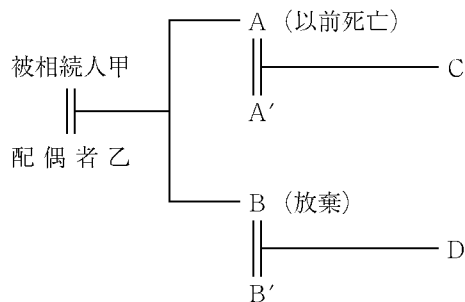
④ 相続順位が変わる場合



相続人
乙
兄

25

⑤ 代襲相続との比較



相続人
乙
C

30

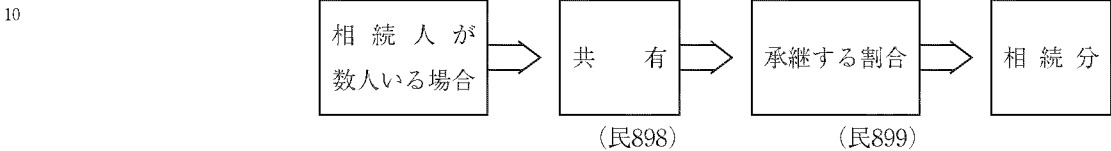
35

相続分

① 意義

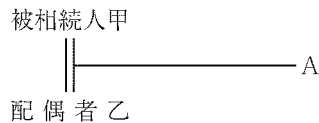
5 相続人が複数いる場合には、各相続人が取得する財産は、原則として相続人間の話し合い（分割協議）により決められる。

この場合、相続が開始してから分割協議が成立するまでは所有者が確定しないため、相続人全員で被相続人の遺産を共有することとなる。そのため、共同所有となった遺産について承継する割合（相続分）を定めておく必要がある。



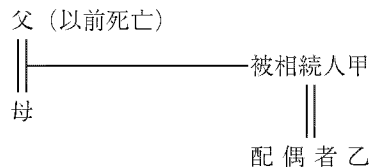
② 法定相続分 (民900)

(1) 第1順位



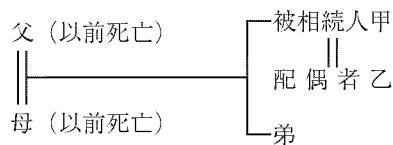
相続人	相続分
乙・A	$\frac{1}{2}$

(2) 第2順位



相続人	相続分
乙	$\frac{2}{3}$
母	$\frac{1}{3}$

(3) 第3順位



相続人	相続分
乙	$\frac{3}{4}$
弟	$\frac{1}{4}$

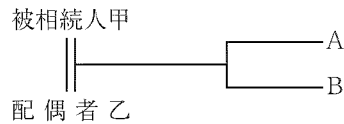
30

	第1順位	第2順位	第3順位
配偶者	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{3}{4}$
配偶者以外	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{4}$
合計	1	1	1

(4) 血族相続人が複数の場合

取扱い…同順位で血族相続人が複数いる場合には、各自の相続分は相等しいものとする。

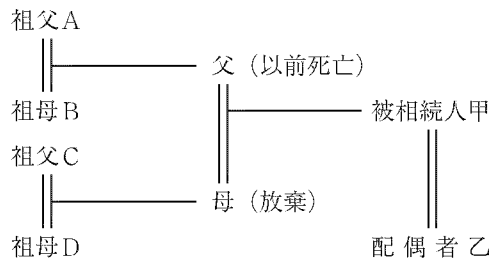
① 第1順位



相続人	相続分
乙	$\frac{1}{2}$
A・B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$

5

② 第2順位

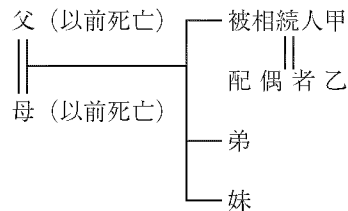


相続人	相続分
乙	$\frac{2}{3}$
A・B・C・D	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{4}$

10

15

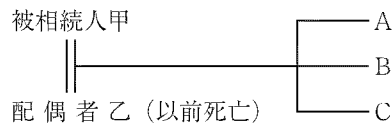
③ 第3順位



相続人	相続分
乙	$\frac{3}{4}$
弟・妹	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$

20

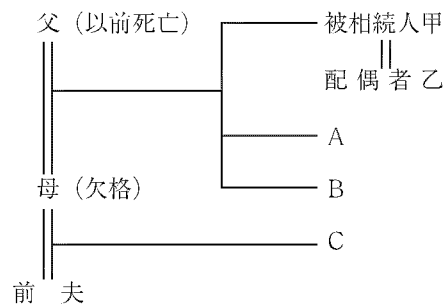
④ 配偶者が以前死亡している場合



相続人	相続分
A・B・C	$\frac{1}{3}$

25

(5) 半血兄弟姉妹の相続分



相続人	相続分
乙	$\frac{3}{4}$
A・B	$\frac{1}{4} \times \frac{2}{5}$
C	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{5}$

30

※ 半血兄弟姉妹の相続分は全血兄弟姉妹の相続分の $\frac{1}{2}$ とする。

（全血兄弟姉妹の相続分：半血兄弟姉妹の相続分＝2：1とする。）

35